## 【原案】

29 西都都第---号 平成 30 年--月--日

J X 不動産株式会社 常務取締役開発事業部長 伊藤 裕樹 殿

大和リース株式会社東京本店 本店長 森川 年人 殿

西東京市長 丸山 浩一

土地利用構想に関する指導及び助言について

西東京市人にやさしいまちづくり条例第12条第1項の規定に基づき、平成29年12月6日付けで貴社から届出のあった、土地利用構想届出書に対して、同条例第17条第1項の規定により、次のとおり指導及び助言します。

(届出の内容)			
届	出	日	平成 29 年 12 月 6 日
事	業	者	神奈川県横浜市中区桜木町一丁目1番地8 JX不動産株式会社 常務取締役開発事業部長 伊藤裕樹 東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号 大和リース株式会社東京本店 本店長 森川年人
開発事業の目的		目的	複合店舗の建設
開発区域の所在地		在地	西東京市谷戸町二丁目 3020 番 46 及び同番 165
開発区域の面積			4, 986. 27 m <sup>2</sup>
(北洋豆似此一页中点)			

## (指導及び助言の内容)

- 1 西東京市人にやさしいまちづくり条例を遵守し、事業計画においては良好な自然環境、 居住環境の確保及び景観に配慮するよう努められたい。
- 2 計画を実施するにあたり、今後行う住民説明会等の際には、土地利用構想説明会で出された意見及び市長へ提出された意見を考慮し、事業計画を丁寧に説明し近隣住民の理解を得られるよう努められたい。
- 3 事業区域北側及び東側の歩道部については、来客及び業務用車両の出入口に接続する ことから、でき得る限り歩行者の安全に配慮するよう対策に努められたい。
- 4 接道部の緑化については、周辺からも緑が感じられるよう配慮されたい。
- 5 周囲には既存住宅が近接していることから、工事における振動・騒音を抑制する対策 を講じるとともに、作業日、作業時間についても十分な配慮を行われたい。
- 6 工事車両が起因となる交通渋滞並びに交通事故が起きないよう、また、周辺道路への 駐車により、その周囲に迷惑をかけないよう十分な対策を講じられたい。